

横浜市監査委員公表第1号

住民監査請求に係る監査結果の公表 (障害者地域活動ホーム運営費補助金に関するもの)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成17年1月24日

横浜市監査委員	一	杉	哲	也	
同		山	下	光	
同		中	村	達	三
同		松	本	敏	

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成16年11月29日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第6項の規定に基づき、平成16年12月20日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けました。請求人は事前に証拠を提出すると共に、当日陳述を行いました。その際、同条第7項の規定に基づき、福祉局の職員が立ち会いました。

4 請求の要旨

社会福祉法人ほどがや理事長は、平成16年9月17日付けにて「横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助金」の交付申請を行ったが、交付申請書の添付書類「運営委

員会名簿」で、保土ヶ谷区社会福祉協議会事務局長とされている者は、平成16年4月1日付けで既に異動済みである。

法人理事長は、虚偽の名簿を作成し、幽霊事務局長名義をもって補助金交付請求をし、交付決定を受けた。交付金額は、30,279,065円である。

また、市福祉局障害福祉課育成系の職員が、添付書類中の記載事項の確認調査を厳格に行ったのか、それとも恣意的な調査で済ませたのか、疑念が生じる。

補助金交付決定通知書の交付条件には、「市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。」とある。

従って、請求人は、当該交付決定は上記交付条件の「虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。」に該当するものと思料するので、交付決定通知を取消し、交付金の全額の返還を求めるものである。

第3 監査対象事項の決定

障害者地域活動ホーム運営費補助金に関して、「社会福祉法人ほ도가や」による交付申請が虚偽であるか、及び市の交付決定と支出が違法又は不当な財務会計行為に当たるかを監査対象としました。

第4 事実関係の確認

監査対象事項に関し、調査の結果、次のような事実関係を認めました。

1 障害者地域活動ホームについて

障害者地域活動ホームは、障害児者の、地域での生活を支援する拠点施設として整備が進められています。施設の事業内容については、横浜市障害者地域活動ホーム事業要綱（以下「事業要綱」という。）において、デイサービス事業、地域生活支援事業（ショートステイ、一時ケア、余暇活動支援、おもちゃ文庫ほか）、相談事業等を実施する旨規定されています。

障害者地域活動ホームには、運営委員会が設置運営する「運営委員会型障害者地域活動ホーム」と、社会福祉法人が設置運営する「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」（以下「法人型ホーム」という。）とがありますが、本件請求に係る運営費補助の対象となった「ほ도가や地域活動ホームゆめ」は法人型ホームに該当し、

「社会福祉法人ほ도가や」（以下「法人」という。）により設置運営されています。

2 運営費補助金について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項により、地方公共団体は、必要があると認めるときは、条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対して補助金を支出することができます。横浜市では、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年条例第15号）により、社会福祉法人に対して補助金を支出する際の一般的な手続を定めています。

障害者地域活動ホームに関しては、横浜市障害者地域活動ホーム設置運営費補助要綱（以下「補助要綱」という。）において、施設整備及び設備整備に要する経費並びに運営に要する経費に対して補助金を交付する旨規定されています。

3 「ほ도가や地域活動ホームゆめ」運営費補助金の交付状況

平成16年9月17日 法人から市へ交付申請

（平成16年度運営費補助金の総額 30,279,065円）

9月29日 施設竣工

10月1日 市から法人へ交付決定通知（30,279,065円）

10月1日 法人から市へ運営費補助金請求

（平成16年度第1回分 19,739,498円）

10月8日 第10回建設委員会開催

（運営委員会の構成を承認）

「建設委員会」は、事業要綱に基づき、障害者地域活動ホームの建設に際して、地域の関係団体の総意を形成し、施設整備を促進するために設置される機関です。建設委員会の業務には、運営委員会の設置に関することや、施設整備に要する資金収集も含まれています。

10月12日 市から法人へ運営費補助金交付（19,739,498円）

11月1日 開所

12月22日 第1回運営委員会開催

（委員会規約等の承認、活動ホーム事業計画等の協議ほか）

法人型ホームにおける「運営委員会」は、事業要綱に基づき、運営主体（社会福祉法人）から独立して、活動ホーム

の運営に関する事項について協議を行うために設置される機関です。法人型ホームの運営主体は、この協議内容を尊重した施設運営を行うこととされています。

12月24日 法人から市へ運営費補助金請求

(平成16年度最終回分 10,539,567円)

平成17年1月11日 市から法人へ運営費補助金交付(10,539,567円)

4 交付申請書添付の運営委員会名簿について

平成16年9月17日付けの、法人から市への交付申請書には、「社会福祉法人ほどがや地域活動ホームゆめ 運営委員会名簿(案)」(以下「名簿案」という。)が添付されています。

この名簿案の中で、「区分 地域福祉団体」、「団体名 保土ヶ谷区社会福祉協議会」(以下「区社協」という。)、「役職 事務局長」として氏名が記載されている者は、平成15年度末で既に退任しており、平成16年4月1日からは別人が就任していました。

5 交付条件について

平成16年10月1日付けの、市から法人への交付決定通知書には、「交付条件」として4つの項目が記載されています。そのうち、交付決定の取消しについて述べている条項(以下「取消条項」という。)は、次のとおりです。

「市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。 ア 補助金の交付条件に違反したとき。 イ 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。 ウ 補助の目的に反して補助金を使用したとき。 エ その他「横浜市障害者地域活動ホーム設置運営費補助要綱」の規定に違反したとき。」

第5 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

1 交付申請の虚偽性の検討

請求人は、法人が「虚偽の名簿を作成し(中略)補助金交付請求をし、交付決定を受けた」として、取消条項のうち「イ 虚偽又は不正な手続により補助金の交付

を受けたとき。」に該当するとしていますので、この点について検討します。

名簿案に、区社協事務局長として、既に退任した者の氏名が記載されていたことについては、それが「案」であっても、明らかな誤りです。

しかしながら、ここで取消条項の趣旨を実質的に考慮するならば、申請書類のあらゆる誤りについて「虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。」に当たるとして、市が一方的に交付決定を取り消すことができるとは考えられません。この条項の趣旨としては、本来ならば補助金の全部又は一部について交付を受けられない事実があるにもかかわらず、そのような事実を偽ったり不正手段を用いたりして、交付を受けた場合を指すものと考えられます。例えば、事業そのものが架空であるような場合や、事業費を水増しして申請したような場合等がこれに当たるといえます。

本件をみると、運営委員会の一構成員である区社協事務局長が誰であるかは、本来的に、法人が補助金の交付を受けられるか否かや、交付金額の算定に影響するものではありません。そのため、名簿案にある区社協事務局長氏名の誤りは、申請手続における軽微な瑕疵に過ぎないといえますので、「虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。」には該当せず、このことを理由に市が交付決定を取り消して法人から補助金を返還させることはできないと判断します。

2 市による交付決定等の行為について

本件は、虚偽申請による補助金の詐取といった関係にはなく、むしろ、申請書類の誤りを看過して交付決定及び支出を行った、市の責任の問題であると考えられますので、この点について検討します。

本件補助金を所管している市福祉局は、建設委員会の事務局となっており、運営委員会の構成の検討にもかかわっています。さらに、建設委員会の構成員には区社協事務局長も含まれていたのですから、市福祉局にとって、名簿案にある区社協事務局長氏名の誤りは明白であったといえます。そのため、申請者に対して修正等の指示をすべきところ、これを看過して交付決定し支出したことに関しては、事務手続において不注意であったといわざるを得ません。

しかし、前述したとおり、区社協事務局長が誰であるかは、補助金の交付の可否や、交付金額に影響するものではありません。そのため、このような誤りの看過は、市の事務執行における軽微な瑕疵に過ぎないといえますので、交付決定行為及び支

出行為の正当性が阻害されるものではないと判断します。

3 運営委員会名簿が「案」であったことについて

名簿案にある区社協事務局長氏名の誤りについての判断は以上のとおりですが、これに関連して、運営委員会名簿につき、運営委員が未確定である「案」を添付して交付申請することが許されるのかという疑問が生じますので、この点について検討します。

補助要綱で規定されている交付申請様式では、添付書類として「運営委員会規約及び名簿」が挙げられています。そのため、交付申請の際には、既に発足している運営委員会の、確定した規約と名簿の添付が要請されるものと思われます。

しかし、法人型ホームの新規開所の際の実態をみると、建設委員会が開所の直前まで資金収集ほかの業務に尽力していたといった事情により、建設委員会が全ての業務を終え、代わって運営委員会が発足したのは、開所後となっている例が多く見受けられました。

このような事情においては、新規開所の際の交付申請時に運営委員会が発足しておらず、運営委員会名簿が「案」として提出された場合であっても、その後相当の期間内に運営委員会が発足したならば、補助金の交付申請や交付決定及び支出が不適切となるものではないと考えられます。本件に関しては、開所後の平成16年12月22日に運営委員会が発足済みであり、事後ではあるものの補助金交付の要件が満たされたといえます。したがって、本件の運営委員会名簿が「案」であったことについて、不適切とはいえないと判断します。

4 結論

以上のとおり、添付書類の区社協事務局長氏名の誤りをもって虚偽の申請ということではできず、また、市による交付決定行為及び支出行為が違法又は不当となるものでもないため、請求人の主張には理由がないと判断しました。

参考

(監査請求書)

・保土ヶ谷区障害者地域活動ホームが、平成16年9月29日竣工し、同11月1日開所となった。これに伴い、運営主体・法人名『社会福祉法人ほどがや』法人所在地「横浜市保土ヶ谷区神戸町140-2」運営主体代表者「理事長(略)」が、平成16年9月17日付けにて「横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助金交付」の申請を行った。

当該交付申請は添付書類『運営委員会名簿』(別紙参照)の13・地域団体「保土ヶ谷区社会福祉協議会」事務局長「(略)」名義に基づき申請書が作成され提出された。

事務局長とされている(略)氏は、平成16年4月1日付けで既に異動済みで、現在の勤務地は磯子区洋光台所在の「横浜こども科学館」である。

法人代表者(略)理事長は、虚偽の名簿を作成し、幽霊事務局長名義をもって補助金交付請求をし、交付決定を受けた。その補助金交付金額は、金30,279,065円の多額に上る。(別紙参照)

また、交付申請の審査事務を取り扱った「福祉局障害福祉課育成係」の職員は、添付書類中の記載事項の確認調査を厳格に行ったのか?それとも幽霊事実を承知の上の恣意的な調査で済ませたのか?大いに疑念を生じさせる決定がなされた。

・横浜市障害者地域活動ホーム運営費補助金交付決定通知書〔第4号様式(第9条)〕3 交付条件(3)は、「市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。」とある。

従って、請求人は、当該交付決定は、上記3 交付条件(3)イ「虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。」に該当するものと思料するので、交付決定通知を取消し、交付金の全額の返還をもとめるものである。

(請求書本文を、個人名を略したほか、原文のまま掲載しました)

(事実証明書)

- 1 補助金交付申請書
- 2 運営委員会名簿(案)
- 3 補助金交付決定通知書(案)
- 4 余暇活動支援事業計画書(案)
- 5 運営委員会規約
- 6 補助事業資金計画
- 7 事業計画
- 8 公開質問状

(追加証拠)

- 1 建設委員会資料 他
- 2 贈与契約書総括表 他